

鳥労発基 0303 第 4 号  
令和 8 年 3 月 3 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「治療と就業の両立支援指針」の周知について

日頃から、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)により、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務が課せられるとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための「治療と就業の両立支援指針」(令和 8 年厚生労働省告示第 28 号。以下「指針」という。)が告示されており、改正法等はいずれも令和 8 年 4 月 1 日から施行又は適用するとされたところです。

今般、指針の趣旨等について、別添のとおり令和 8 年 2 月 24 日付基発 0224 第 15 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等の対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考 関係告示ダウンロード先等

令和 8 年厚生労働省告示第 28 号「治療と就業の両立支援指針」

ダウンロード先 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001653964.pdf>



関係ホームページ

厚生労働省ホームページ「治療と仕事の両立について」

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



鳥取労働局ホームページ「治療と仕事の両立支援について」

URL [https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01505.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01505.html)

